

東大和市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例

東大和市職員の育児休業等に関する条例（平成4年条例第16号）の一部を次のように改正する。

第5条の2第1項中「昭和52年条例第2号」の次に「。以下「報酬条例」という。」を加え、同条第3項中「第18条第1項」の次に「（パートタイム会計年度任用職員にあつては、報酬条例第6条第1項）」を加え、「（パートタイム会計年度任用職員を除く。以下この条において同じ。）」を削る。

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。